

# 長嶺小学校 PTA 運営細則

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 長嶺小学校 P T A 活動の円滑な運営をはかり、長嶺小学校 P T A の目的を達成するために、この細則を定める。

## 第 2 章 顧 問

(選任及び任期)

第 2 条 顧問は運営委員会の過半数の同意を得て、会長が委嘱し、必要に応じて会長の要請により、役員会・運営委員会に参加し助言することができる。

(校長)

第 3 条 校長は本会の顧問とし、各種会議・事業に参加し助言することができる。

## 第 3 章 副会長の職務

(教頭)

第 4 条 教頭は、役員と教職員の情報交換及び日程調整の推進をはかる。

(市 P 担当)

第 5 条 会長は、副会長のうち若干名を市 P 担当として任命する。

2 市 P 担当の副会長は、次の職務を行うものとする。

一.日本 P T A、九州 P T A、市 P T A 等の行事、会議等の出席

二.他 P T A 団体等の渉外、情報交換及び日程調整の推進

三.P T A 災害見舞金・安全互助会（以下「P 災・安互」という。）

関係の業務

四.その他、熊本市域、熊本県域の P T A 活動に関するもの。

- 3 市 P 担当の副会長のうち 1 名は、P 災・安互ほか、保険関係の業務を主に担当するものとする。

（渉外担当）

第 6 条 会長は、副会長のうち若干名を渉外担当として任命する。

- 2 渉外担当の副会長は前条市 P 担当の職務以外の対外交渉の計画、立案執行および地域社会における各種団体との緊密な連絡に当たる。

（校内担当）

第 7 条 会長は、副会長のうち若干名を校内担当として任命する。

- 2 校内担当の副会長は次の職務を行うものとする。
- 一.各種委員会の計画を総合調整し、年間計画を立てる。
  - 二.総会、役員会、運営委員会等諸行事の日程調整
  - 三.各種委員会への指導助言
  - 四.庶務、会計を統括し、助言・指導に当たりその活動の推進にあたる。
  - 五.学校諸行事における視察者、講師等部外者の接待にあたる。
  - 六.その他、校内 P T A 活動に関すること。

## 第4章 各学年委員会

(各学年委員会)

第8条 各学年委員会は次のことを行う。

学級懇談会と連絡を密にし、学年学級の親睦を図り学年PTA活動ならびに学級PTA活動を運営する。

## 第5章 選考に関する規定

(選考委員会)

第9条 選考委員会は、次年度のPTA会長、副会長の候補者を選考し、2月又は3月の運営委員会に報告し、総会に候補者を推薦するものとする。

2 選考委員は、各学年委員代表（各学年から若干名）、及び教職員代表をもって構成し、第一回目の選考委員会で、互選により委員長を選出する。

3 選考委員が会長、副会長の候補者に選考された場合、すみやかに選考委員を辞退しなければならない。

4 選考委員の選出は10月末までに行う。

5 新会長候補が内定した後は、新会長候補もオブザーバーとして加えることができる。

第10条 任期は原則として、総会までとする。

(役員等の選出)

第11条 会長は総会の承認を得て決定した後、すみやかに庶務、会計、監査を委

嘱する。

- 2 役員会は運営委員会構成員をすみやかに決定する。
- 3 運営委員会は4月1日を起とし、次のことをすみやかに推進する。

一.各専門委員の公募

二.各学年委員長の決定に対する支援

三.専門委員は各自の希望をとり、運営委員会で配属決定する。委員長、副委員長は委員会の中で互選する。

## 第6章 基金

(基金)

第12条 本会計において運営委員会の過半数の同意を得て、基金を設置することができる。

- 2 設置した場合、総会に報告しなければならない。

(基金の種類)

第13条 基金の種類は次の通りとする。

一.積立準備基金

二.特別準備基金

(基金の役割)

第14条 積立準備基金

運営委員会にて過半数の同意をえた事業積立金及び周年事業、記念事業

に対する基金

## 2 特別準備基金

当該会計年度において、運営委員会の過半数の同意を得て中・長期にわたる事業準備のため基金とすることができる。

(基金の取りくずし)

第 15 条 基金の取りくずしは運営委員会の 3 分の 2 の議決により取りくずすことができる。ただし、積立準備基金についてはその事業の当該年度に取りくずすことができる。

## 第 7 章 表 彰 規 定

第 16 条 本会の活動に功績顕著な者並びに特に協力援助した者に対し感謝の意を表す。

第 17 条 被表彰者は、個人または団体とする。

第 18 条 表彰は、原則として総会においてこれを行う。

第 19 条 表彰は、PTA 会長、副会長、庶務、会計をつとめ退任した者及び運営委員として継続して 2 年以上つとめた者に贈る。

第 20 条 特に PTA に功績顕著な者については、特別に表彰することが出来る。

第 21 条 教職員の転・退職の場合は、記念品を贈る。

## 第 8 章 慶 弔 規 定

第 22 条 教職員の会員で結婚された場合は、祝儀として 5,000 円を贈る。

第 23 条 教職員及び会員の児童が 30 日間連続して病気、怪我による欠席、入院の場合は 3,000 円相当の見舞品を贈る。

第 24 条 会員（教職員の配偶者を含む）死亡の場合は、香典として 10,000 円を贈る。

第 25 条 児童死亡の場合は、香典として 10,000 円を贈る。

第 26 条 教職員会員の両親の死亡の場合は、香典として 5000 円を贈る。

第 27 条 会員の住居火災の場合（半焼以上）は、見舞金として 10,000 円を贈る。

第 28 条 前条以外の慶弔については、会長が処理し、運営委員会に諮り承認を求める。

## 第 9 章 役員活動費規定

第 29 条 役員の実活動における交通費・通信費については、運営委員会に諮り、承認を求める。

## 第 10 章 改正

第 30 条 この細則は運営委員会の 3 分の 2 以上の同意が得られなければ改正することができない。ただし改正された場合、直近の総会に報告しなければならない。

第 31 条 この細則は平成 11 年 3 月 6 日より施行する。

この細則は平成 11 年 3 月 31 日より施行する。

この細則は平成 12 年 5 月 6 日より施行する。

この細則は平成 12 年 9 月 2 日より施行する。

この細則は平成 13 年 4 月 7 日より施行する。

この細則は平成 13 年 5 月 8 日より施行する。

この細則は平成 14 年 5 月 10 日より施行する。

この細則は平成 15 年 1 月 10 日より施行する。

この細則は平成 21 年 3 月 5 日より施行する。

この細則は平成 23 年 3 月 12 日より施行する。

この細則は平成 24 年 3 月 1 日より施行する。

この細則は平成 27 年 3 月 11 日より施行する。

この細則は平成 29 年 5 月 11 日より施行する。

この細則は平成 30 年 4 月 27 日より施行する。

この細則は令和 2 年 3 月 27 日より施行する。

この細則は令和 5 年 5 月 23 日より施行する。